

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月28日

【会社名】 株式会社ウェルディッシュ  
(旧会社名 石垣食品株式会社)

【英訳名】 Wel-Dish.Incorporated  
(旧英訳名 ISHIGAKI FOODS CO.,LTD.)  
(注) 2024年6月27日開催の第67回定時株主総会の決議により、  
2024年6月27日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小松周平

【本店の所在の場所】 東京都港区白金台5丁目18番9号  
(2024年6月27日から本店所在地 東京都千代田区飯田橋1丁目4番1号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03-6277-2308

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 小西一幸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区白金台5丁目18番9号

【電話番号】 03-6277-2308

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 小西一幸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 200,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月27日開催の当社定時株主総会において当社第三者割当による新株式の発行の件について承認されたこと、並びに、2024年6月26日付で最近事業年度に係る有価証券報告書(第67期)を提出したこと及び2024年6月28日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、2024年5月30日付で提出した有価証券届出書について、これらに関連する事項について訂正するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

##### 2 株式募集の方法及び条件

##### (2) 募集の条件

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

##### (1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

### 第三部 追完情報

#### 1 事業等のリスクについて

#### 2 臨時報告書の提出

#### 3 経営成績の概要について

### 第四部 組込情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)に係る募集については、2024年5月30日(以下「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)の決議によるものでありますが、本新株式の発行価額は会社法第199条第3項に規定される特に有利な金額に該当すると考えられることから、2024年6月27日開催予定の当社定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の特別決議による承認決議がなされることを条件としています。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)に係る募集については、2024年5月30日(以下「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)の決議によるものでありますが、本新株式の発行価額は会社法第199条第3項に規定される特に有利な金額に該当すると考えられることから、2024年6月27日開催の当社定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の特別決議による承認決議がなされることを条件としていましたが、本株主総会において、本新株式の発行が承認されております。

(後略)

## 2 【株式募集の方法及び条件】

### (2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期日	申込証拠金 (円)	払込期日
100	50	100株	2024年6月28日	-	2024年6月28日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。  
3 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
4 本株主総会における本株主総会付議議案の承認を条件としております。

(後略)

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期日	申込証拠金 (円)	払込期日
100	50	100株	2024年6月28日	-	2024年6月28日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。  
3 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
4 本株主総会における本株主総会付議議案の承認を条件としておりましたが、本株主総会において、本新株式の発行が承認されております。

(後略)

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3 【発行条件に関する事項】

##### (1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

(前略)

かかる本新株式の発行価額は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当すると考えられることから、本株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを本新株式の発行の条件としております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

かかる本新株式の発行価額は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当すると考えられることから、本株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを本新株式の発行の条件としておりましたが、本株主総会において、本新株式の発行が承認されております。

(後略)

## 第三部 【追完情報】

(訂正前)

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第66期)及び四半期報告書(第67期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2024年5月30日)までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2024年5月30日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第67期)(以下「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年6月28日)までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年6月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正前)

### 2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第66期)の提出日(2023年6月29日)以後、本有価証券届出書提出日(2024年5月30日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2023年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2023年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、石垣裕義、小西一幸、辛澤、漆沢祐樹及び海野翼を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、穴井克宜及び山田長正を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件					
石垣 裕義	70,084	991	-	(注)	可決 98.55
小西 一幸	70,145	930	-		可決 98.64
辛 澤	70,070	1,005	-		可決 98.53
漆沢 祐樹	70,149	926	-		可決 98.65
海野 翼	70,149	926	-		可決 98.65
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件					
穴井 克宜	70,805	343	-	(注)	可決 99.57
山田 長正	70,937	211	-		可決 99.75

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2024年1月17日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2024年1月17日付の取締役会において、株式会社メディアート(以下「メディアート」という。)の発行済み株式の一部を取得することで子会社化し(以下「本株式取得」という。)、その後当社を株式交換完全親会社とし、メディアートを株式交換完全子会社とする簡易株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施することを決議し、同日付で株式譲渡契約および株式交換契約を締結しました。また本株式取得に伴い、当社の特定子会社に異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第6号の2及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

1. 子会社取得の決定

(1) 当該決定に係る取得する子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容の事項

商号	株式会社メディアート
本店の所在地	愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号
代表者の氏名	代表取締役 間野 賢治
資本金の額	10百万円
純資産の額	130百万円(2023年9月30日現在)
総資産の額	223百万円(2023年9月30日現在)
事業の内容	化粧品及び健康食品の販売等

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

決算期	2021年9月期	2022年9月期	2023年9月期
売上高	189	261	238
営業利益	30	58	43
経常利益	31	59	46
当期純利益	22	39	32

(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	
取引関係	
関連当事者への該当状況	



(4) 本株式取得及び本株式交換による完全子会社化の目的

当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)は、飲料事業、珍味事業、インターネット通信販売事業及びその他の事業を行っており、当社は飲料事業及び珍味事業を主力としており、グループ全体では国内子会社(株式会社新日本機能食品。所在地：東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号、代表取締役：小林恵司)の営むインターネット通信販売事業を主力としております。

飲料事業においては、日本初の水出しパック麦茶「フジミネラル麦茶」を中心に、ウーロン茶、杜仲茶、消費者の健康志向に対応した「ごぼう茶」等の健康茶製品を取り扱っておりますが、市場規模の縮小、競合商品の出現等により市場環境が悪化しております。2023年3月期においては、固定費用の削減等により事業採算の改善を図ったものの、資材価格の高騰等もあり、黒字を計上することができず、事業セグメント別の損益も赤字を計上する状況が続きました。2024年3月期第2四半期の損益においては、値上げが定着したことから2024年3月期第2四半期連結会計期間に僅かながら黒字を計上することができましたが、2024年3月期第1四半期連結累計期間に計上した赤字を吸収するまでには至らず、2024年3月期第2四半期連結累計期間は赤字を計上する状況が続いております。

また、珍味事業においては、中国に所在する100%子会社(ウェイハン石垣食品有限公司。所在地：中国山東省青州市、代表者：石垣裕義)にて生産するビーフジャーキーを取り扱っておりますが、中国のゼロコロナ政策の影響で中国国内店舗の営業が行われなかった影響や、原料となる牛肉価格の世界的な高騰が続いたこと、日本市場向け販売の更なる低落から、赤字について、縮小は図れたものの脱することができませんでした。2024年3月期第2四半期の損益面においては、中国がゼロコロナ政策を終えたことから中国国内店舗向けの販売が好調となり、工場稼働率が向上、採算が大幅に改善して、2024年3月期第2四半期連結会計期間には黒字を計上しましたが、飲料事業同様に2024年3月期第1四半期連結累計期間に計上した赤字を吸収するまでには至らず、2024年3月期第2四半期連結累計期間は縮小したとはいえ赤字を計上する状況が続いております。

さらに、インターネット通信販売事業においては、Eコマースに係るインターネット通信販売事業を行う株式会社新日本機能食品及び外食店舗事業を行う株式会社エムアンドオペレーション(所在地：東京都大田区田園調布一丁目10番26号、代表取締役：櫻井寛)の子会社化等、事業領域を拡大することで会社の事業継続性を高める活動を展開して参りました。インターネット通信販売事業は2022年3月期から黒字を計上できる状態となったものの、所期の見通しに至らず、本体の多額の赤字を吸収する規模には至っておりません。

上記のように業績が低迷する中、当社としては、当社グループが長期安定的に事業を継続していくため、化粧品やサプリメントといったこれまでとは異なる事業へ進出いたしました。しかし、化粧品事業においては、OEM供給商品において多額の売上高を計上し、利益も堅調に計上することができた一方で、自社ブランド商品においては営業活動が苦戦し、また先行する費用負担が重く採算を悪化させた結果、売上高516百万円、営業損失66百万円という業績にとどまりました。また、雑貨事業やサプリメントを含むその他事業は黒字を計上することができたものの、雑貨事業の営業利益は22百万円、その他事業の営業利益は2百万円にとどまったため、2023年3月期の当社グループの営業損失は133百万円となり、現在までに会社全体を黒字化するまでには至っていないことから継続事業の前提に疑義のある状況から脱することができておりません。当社として、更なる事業展開を行うためには、新規事業の開始のみならず、確実にグループ損益を改善することができる黒字事業を有する企業の子会社化が不可欠であると考えに至りました。

その様な考え方の下、当社経営陣は、その考えに合致する投資先についてファイナンシャルアドバイザーである株式会社ディーシー・クリエイト(以下「ディーシー・クリエイト」という。)等外部の協力をも得ながら、情報を収集して参りました。その様な中、今回子会社化するメディアートについてディーシー・クリエイトを通じて株式売却に関する提案を受け、前向きにデューデリジェンスを行ったところ、非常に有力な会社であることが分かりました。メディアートは、1998年に設立され、現在は化粧品及び健康食品の販売を主力に、育毛剤や育毛機器の取り扱う日本企業で、継続して利益を計上しており、現在、既存取引先に限定して事業を行っているにもかかわらず、顧客先からのニーズは強く更に売上及び利益の拡大を見込んでおります。また、メディアートは、化粧品やサプリメント等の健康食品を取り扱っていることから当社事業と相応の親和性があり、メディアートの商品開発等に関する知見を当社における事業に活用することができること等から、メディアートを100%子会社化することで事業シナジーによる成長が見込まれるため、当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。当社としては、グループ損益を改善させ、事業シナジーによる当社グループの企業価値向上を図るために同社を子会社とすることは非常に意義があるものと考え、メディアートを100%子会社化することといたしました。

(5) 完全子会社化の方法

当社は、メディアートの発行済株式の400株のうち、本株式取得により200株を取得し、残り200株を本株式交換により取得することで、メディアートを完全子会社化する予定です。

(6) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社メディアートの普通株式 150百万円

(7) 本株式取得の日程

<u>株式取得取締役会決議日</u>	<u>2024年1月17日</u>
<u>株式譲渡契約締結日</u>	<u>2024年1月17日</u>
<u>株式取得完了日</u>	<u>2024年2月21日(予定)</u>

## 2. 本株式交換の決定

### (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

上記「1. 子会社取得の決定」の「(1) 当該決定に係る取得する子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容」をご参照ください。

### (2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

上記「1. 子会社取得の決定」の「(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益」をご参照ください。

### (3) 大株主の氏名及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

氏名	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
間野 賢治	100.0

### (4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

上記「1. 子会社取得の決定」の「(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係」をご参照ください。

### (5) 本株式交換の目的

上記「1. 子会社取得の決定」の「(4) 本株式取得及び本株式交換による完全子会社化の目的」をご参照ください。

### (6) 本株式交換の方法

当社及びメディアートは、2024年1月17日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は当社を株式交換完全親会社、メディアートを株式交換完全子会社とし、その効力を生ずる日を2024年2月22日として行う予定です。

本株式交換は、会社法第796条第2項に基づき、当社の株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

### (7) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	メディアート (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率 (株式交換比率)	1	5,000
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：1,000,000株	

#### (注1) 株式の割当比率

当社は、メディアートの普通株式1株に対して、当社普通株式5,000株を割当交付します(但し、株式交換の効力発生日時点において当社が保有するメディアートの普通株式を除きます。)

#### (注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式1,000,000株を割当交付する予定です。当社が交付する株式については、新規の株式発行を行う予定です。

(8) その他の株式交換契約の内容

当社がメディアートとの間で、2024年1月17日に締結した株式交換契約書の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

石垣食品株式会社(以下「甲」という。 )及び株式会社メディアート(以下「乙」という。 )は、2024年1月17日(以下「本締結日」という。 )付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。 )を締結する。

第1条(株式交換)

本契約の当事者は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換(以下「本株式交換」という。 )を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式(但し、本効力発生日時点において甲の保有する乙の株式を除く。 )の全部を取得する。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所)

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号：石垣食品株式会社

住所：東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

(2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社メディアート

住所：愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号

第3条(本効力発生日)

1. 本株式交換の効力発生日(以下「本効力発生日」という。 )は、2024年2月22日とする。

2. 前項の定めにかかわらず、本契約の当事者は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、協議の上、合意で本効力発生日を変更することができる。

第4条(本株式交換の対価)

1. 甲は、本株式交換に際して甲の普通株式1,000,000株(以下「本株式」という。 )を発行し、本効力発生日に、本効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主(但し、甲を除く。 )に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式5,000株の割合をもって、本株式を割当交付する。

2. 前項の規定に従い甲が乙の株主に対し割当てべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第5条(増加する資本金及び資本準備金の額)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める金額とする。

第6条(株式交換契約承認株主総会)

乙は、本効力発生日までに、本株式交換に必要な株主総会の承認を得るものとする。

第7条(善管注意義務)

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務遂行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に協議し、合意の上、実行するものとする。

第8条(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合には、協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第9条(本契約の効力)

本契約は、間野賢治氏の所有する乙の発行済普通株式200株の甲に対する譲渡が実行されたことを停止条件として、その効力が生じるものとする。

第10条(誠実協議)

本契約の当事者は、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

第11条(管轄裁判所)

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約の正本2通を作成し、各当事者は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月17日

甲：

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
石垣食品株式会社  
代表取締役会長 石垣 裕義

乙：

愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号  
株式会社メディアート  
代表取締役 間野 賢治

(9) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の概要

当社株式については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(2024年1月16日を算定基準日とし、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均法に基づき算定)を用いて算定いたしました。

その結果、当社株式の1株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定方式	算定結果
市場株価平均法	148円～151円

一方、メディアートについては、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況の評価に反映するため、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」という。)を採用いたしました。

その結果、メディアート株式の1株当たりの株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定方式	算定結果
DCF法	692,202円～796,556円

株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」という。)は、本株式交換比率の算定に際し、当社及びメディアートから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。

また、赤坂国際会計がDCF法の基礎として採用した当社及びメディアートの事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。加えて、メディアートの財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)は、当社及びメディアートの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、当社は株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となるメディアートは非上場のため、該当事項はありません。

(10) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	石垣食品株式会社
本店の所在地	東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号
代表者の氏名	代表取締役会長 石垣 裕義
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	麦茶等嗜好飲料及び業務用乾燥具材類 その他食品の開発・製造・輸入・販売

(11) 本株式交換の日程

株式交換承認取締役会決議日	2024年1月17日
株式交換契約締結日	2024年1月17日
株式交換効力発生日	2024年2月22日(予定)

3. 子会社取得の異動に関する事項

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社メディアート
住所	愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号
代表者の氏名	代表取締役 間野 賢治
資本金の額	10百万円
事業の内容	化粧品及び健康食品の販売等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	0.0%
異動後	200個	50.0%

上記「2. 本株式交換の決定」記載の本株式交換の実施をもって、当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数は400個、議決権所有割合は100.0%となる予定です。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本株式取得の実施によりメディアートは当社の子会社となり、また、メディアートの純資産額が当社の純資産額の100分の30以上に相当し、メディアートは当社の特定子会社に該当するためです。

異動の年月日

2024年1月21日(予定)

(2024年2月16日提出の訂正報告書)

1 提出理由

当社は、株式会社メディアート(以下「メディアート」という。)の発行済み株式の一部を取得することで子会社化し(以下「本株式取得」という。)、その後当社を株式交換完全親会社とし、メディアートを株式交換完全子会社とする簡易株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施することに関して、本株式取得に伴い、当社の特定子会社に異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第6号の2及び第8号の2の規定に基づき、2024年1月17日付で臨時報告書を提出しております。

この度、当社は、2024年2月16日、本株式取得の効力発生日を2024年3月25日に変更する旨の株式譲渡契約変更覚書(以下「本株式譲渡契約変更覚書」といいます。)及び本株式交換の効力発生日を2024年3月26日に変更する旨の株式交換契約に関する変更覚書(以下「本株式交換契約変更覚書」といいます。)を締結することを決定し、同日付で本株式譲渡覚書変更契約及び本株式交換契約変更覚書を締結したこと等に伴い、臨時報告書の記載事項の一部に変更が生じたため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

1. 子会社取得の決定

(7) 本株式取得の日程

2. 本株式交換の決定

(6) 本株式交換の方法

(8) その他の株式交換契約の内容

(11) 本株式交換の日程

3. 子会社取得の異動に関する事項

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の年月日

3 訂正箇所

訂正箇所は を付して表示しております。

1. 子会社取得の決定

(7) 本株式取得の日程

(訂正前)

株式取得取締役会決議日	2024年1月17日
株式譲渡契約締結日	2024年1月17日
株式取得完了日	2024年2月21日(予定)

(訂正後)

株式取得取締役会決議日	2024年1月17日
株式譲渡契約締結日	2024年1月17日
本株式譲渡契約変更覚書の締結に係る取締役会決議日	2024年2月16日
本株式譲渡変更覚書締結日	2024年2月16日
株式取得完了日	2024年3月25日(予定)



## 2. 本株式交換の決定

### (6) 本株式交換の方法

#### (訂正前)

当社及びメディアートは、2024年1月17日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は当社を株式交換完全親会社、メディアートを株式交換完全子会社とし、その効力を生ずる日を2024年2月22日として行う予定です。

本株式交換は、会社法第796条第2項に基づき、当社の株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

#### (訂正後)

当社及びメディアートは、2024年1月17日付で株式交換契約を、その後、2024年2月16日付で本株式交換の効力発生日を2024年3月26日に変更する旨の本株式交換契約変更覚書を締結いたしました。本株式交換は当社を株式交換完全親会社、メディアートを株式交換完全子会社とし、その効力を生ずる日を2024年3月26日として行う予定です。

本株式交換は、会社法第796条第2項に基づき、当社の株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

(8) その他の株式交換契約の内容

(訂正前)

当社がメディアートとの間で、2024年1月17日に締結した株式交換契約書の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

石垣食品株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社メディアート(以下「乙」という。)は、2024年1月17日(以下「本締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

本契約の当事者は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式(但し、本効力発生日時点において甲の保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所)

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号：石垣食品株式会社

住所：東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

(2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社メディアート

住所：愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号

第3条(本効力発生日)

1. 本株式交換の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、2024年2月22日とする。

2. 前項の定めにかかわらず、本契約の当事者は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、協議の上、合意で本効力発生日を変更することができる。

第4条(本株式交換の対価)

1. 甲は、本株式交換に際して甲の普通株式1,000,000株(以下「本株式」という。)を発行し、本効力発生日に、本効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主(但し、甲を除く。)に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式5,000株の割合をもって、本株式を割当交付する。

2. 前項の規定に従い甲が乙の株主に対し割当てべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第5条(増加する資本金及び資本準備金の額)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める金額とする。

第6条(株式交換契約承認株主総会)

乙は、本効力発生日までに、本株式交換に必要な株主総会の承認を得るものとする。

第7条(善管注意義務)

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務遂行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に協議し、合意の上、実行するものとする。

第8条(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合には、協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第9条(本契約の効力)

本契約は、間野賢治氏の所有する乙の発行済普通株式200株の甲に対する譲渡が実行されたことを停止条件として、その効力が生じるものとする。

第10条(誠実協議)

本契約の当事者は、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

第11条(管轄裁判所)

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約の正本2通を作成し、各当事者は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月17日

甲：

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
石垣食品株式会社  
代表取締役会長 石垣 裕義

乙：

愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号  
株式会社メディアート  
代表取締役 間野 賢治

(訂正後)

当社及びメディアートは、2024年2月22日を効力発生日として、2023年1月17日付で本株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。その後、2024年2月16日付で、本株式交換の効力発生日を2024年3月26日に変更する旨の本株式交換契約変更覚書を締結いたしました。当社がメディアートとの間で、2024年1月17日に締結した株式交換契約書及び2024年2月16日に締結した本株式交換契約変更覚書の内容は、それぞれ以下のとおりです。

(以下、本株式交換契約の内容)

株式交換契約書

石垣食品株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社メディアート(以下「乙」という。)は、2024年1月17日(以下「本締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

本契約の当事者は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式(但し、本効力発生日時点において甲の保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所)

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号：石垣食品株式会社

住所：東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

(2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社メディアート

住所：愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号

第3条(本効力発生日)

1. 本株式交換の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、2024年2月22日とする。
2. 前項の定めにかかわらず、本契約の当事者は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、協議の上、合意で本効力発生日を変更することができる。

第4条(本株式交換の対価)

1. 甲は、本株式交換に際して甲の普通株式1,000,000株(以下「本株式」という。)を発行し、本効力発生日に、本効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主(但し、甲を除く。)に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式5,000株の割合をもって、本株式を割当交付する。
2. 前項の規定に従い甲が乙の株主に対し割当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第5条(増加する資本金及び資本準備金の額)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める金額とする。

第6条(株式交換契約承認株主総会)

乙は、本効力発生日までに、本株式交換に必要な株主総会の承認を得るものとする。

第7条(善管注意義務)

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務遂行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に協議し、合意の上、実行するものとする。

第8条(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合には、協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第9条(本契約の効力)

本契約は、間野賢治氏の所有する乙の発行済普通株式200株の甲に対する譲渡が実行されたことを停止条件として、その効力が生じるものとする。

第10条(誠実協議)

本契約の当事者は、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

第11条(管轄裁判所)

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約の正本2通を作成し、各当事者は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月17日

甲：

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
石垣食品株式会社  
代表取締役会長 石垣 裕義

乙：

愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号  
株式会社メディアート  
代表取締役 間野 賢治

(以下、本株式交換契約変更覚書の内容)

## 株式交換契約に関する変更覚書

石垣食品株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社メディアート(以下「乙」という。)は、甲及び乙間の株式交換に関する2024年1月17日付株式交換契約書(以下「原契約」という。)について、以下のとおり株式交換契約に関する変更覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。本覚書に特に定めがある場合を除き、原契約において定義された用語は本覚書においても同一の意味を有するものとする。

### 第1条(効力発生日の変更)

甲及び乙は、原契約第3条第1項を以下のとおり変更する(下線部は変更箇所を示す。)。

#### (変更前)

本株式交換の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、2024年2月22日とする。

#### (変更後)

本株式交換の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、2024年3月26日とする。

### 第2条(原契約のその他の規定の効力)

甲及び乙は、本覚書に定めるものを除き、原契約のいかなる規定も変更されるものではなく、原契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

### 第3条(準用)

本覚書には、原契約第8条乃至第11条の規定を準用する。

本覚書の締結を証するため、本契約の正本2通を作成し、各当事者は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2024年2月16日

甲：

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
石垣食品株式会社  
代表取締役会長 石垣 裕義

乙：

愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号  
株式会社メディアート  
代表取締役 間野 賢治

(11) 本株式交換の日程

(訂正前)

株式交換承認取締役会決議日	2024年1月17日
株式交換契約締結日	2024年1月17日
株式交換効力発生日	2024年2月22日(予定)

(訂正後)

株式交換承認取締役会決議日	2024年1月17日
株式交換契約締結日	2024年1月17日
本株式交換契約変更覚書の締結に係る取締役会決議日	2024年2月16日
本株式交換変更覚書締結日	2024年2月16日
株式交換効力発生日	2024年3月26日(予定)

3. 子会社取得の異動に関する事項

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の年月日

(訂正前)

2024年2月21日(予定)

(訂正後)

2024年3月25日(予定)

(2024年3月22日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 資金の借入れの目的

当社は、1月17日付臨時報告書に記載の通り、同日付の取締役会において、化粧品及び健康食品の販売等を行う株式会社メディアート(本社：愛知県名古屋市の、以下「メディアート」といいます。)の発行済み株式の一部を取得し(以下「本株式取得」といいます。)その後、当社を株式交換完全親会社、メディアートを株式交換完全子会社とする簡易株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。

更に2月16日付臨時報告書の訂正報告書に記載の通り、本株式取得に必要となる資金調達の一環として、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行(以下、総称して「本第三者割当」といいます。)を行うことを予定しておりましたが、本第三者割当を中止したことに伴い、本株式取得に必要となる資金調達の検討及び完了に要する時間等を勘案し、本株式取得及び本株式交換の効力発生日を変更させて頂いております。

本件資金の借入で調達する資金は、この本株式取得に充当するために調達するものであり、その調達方法が確定したことに伴うものであります。

### (2) 借入の概要

借入先	(1) 代表取締役 石垣 裕義 (2) 取締役 辛 澤
借入金額	(1) 50百万円 (2) 100百万円
借入日	2024年3月22日から2025年3月21日まで
借入期間	12カ月
利率	年1.475%(注)
担保の有無	無担保・無保証

(注) 利率については、短期プライムレートを参考にして設定いたしました。



(2024年5月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は2024年5月15日開催の取締役会において、特別損失(棚卸資産評価損及び減損損失)の計上を決議いたしました。これに伴い財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2024年5月15日

(2) 当該事象の内容

2024年5月15日開催の取締役会において、次のとおり特別損失を計上することを決議しました。

棚卸資産評価損

2022年3月期以後に開始した化粧品事業ならびにその他事業(サプリメント事業、給食事業、青果事業、福祉用具事業)について現時点では採算の目途が立たないことから、これら事業に係る商品在庫について簿価を切り下げる処理を行うことといたしました。

化粧品事業	商品	149.9百万円
その他事業	商品	8.2百万円
	計	158.2百万円

(2) 減損損失

2023年3月期連結会計年度まで10期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、及び2024年3月期連結会計年度においてもその状況が改善されていないことから、固定資産について簿価を切り下げる減損処理を行うことといたしました。

本社管理部門	リース資産	0.8百万円
	繰延資産	0.1百万円
化粧品事業	リース資産	0.1百万円
	前払費用・長期前払費用	12.1百万円
その他事業	リース資産	7.7百万円
	計	21.0百万円

(3) 当該事象の損益に与える影響

2024年3月期決算に、棚卸資産評価損158.2百万円及び減損損失21.0百万円の特別損失を計上いたします。

(2024年5月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2024年5月30日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
--------------	------	------	-------	-------

小松 周平 (1982年10月6日)	代表取締役社長	—	2024年6月27日	—
-----------------------	---------	---	------------	---

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

代表取締役の異動をする者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
石垣 裕義 (1961年12月12日)	名誉顧問 兼営業統括責任者	代表取締役会長	2024年6月27日	696,500株
小西 一幸 (1975年2月7日)	常務取締役 兼管理本部長	代表取締役社長	2024年6月27日	1,000株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴	
小松 周平	2007年7月	Merrill Lynch Co.,Ltd 入社
	2008年7月	メリルリンチ日本証券株式会社 リクイディティトレーダー
	2009年3月	Round Rock Capital Partners ポートフォリオマネージャー
	2014年3月	MG Capital Management ポートフォリオマネージャー
	2015年10月	株式会社チャットドクター共同創業
	2022年6月	AERWINS Technologies Inc 創業
	2023年4月	ONODERA GROUP Inc アドバイザー
	2023年5月	SBCメディカルグループホールディングス株式会社 アドバイザー（現任）
2024年4月	当社入社	

(訂正後)

## 2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第67期)の提出日(2024年6月26日)以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年6月28日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2024年6月28日提出の臨時報告書)

### 1. 提出理由

当社は、2024年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### 2. 報告内容

#### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 定款一部変更の件

現行定款第1条に定める商号及び第3条に定める本店の所在地を変更し、第2条に定める目的を追加する。

##### 第2号議案 株主以外の第三者に特に有利な払込金額で募集株式を発行する件

会社法第199条に基づき、アクティブマーケット1号投資事業有限責任組合に対して特に有利な払い込み金額をもって募集株式を発行する。

##### 第3号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金及び利益準備金の全額の減少を、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分をそれぞれ行う。

##### 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除きます。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除きます。)として、小松周平及び小西一幸を選任する。

##### 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として伊藤正喜、古島守及び安井浩倫を選任する。

##### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額を、年額12,000千円へ改定する。

##### 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除きます。)に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬等について、金銭報酬額とは別枠として、1事業年度あたり83,000千円を上限として、在籍の継続を条件とした事後交付による株式報酬(リストラクテッド・ストック・ユニット。以下、「RSU」といいます。)から構成される株式報酬制度を導入する。

##### 第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容決定の件

監査等委員である取締役の報酬等について、金銭報酬額とは別枠として、1事業年度あたり20,000千円を上限として、在籍の継続を条件としたRSUを内容とする株式報酬制度を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	110,695	639	-	(注) 1	可決 99.42
第2号議案 株主以外の第三者に特に有利な払込金額で募集株式を発行する件	110,323	1,011	-	(注) 1	可決 99.09
第3号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	110,661	673	-	(注) 2	可決 99.39
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除きます。)2名選任の件					
小松 周平	110,728	606	-	(注) 3	可決 99.45
小西 一幸	110,643	691	-		可決 99.37
第5号議案 監査役3名選任の件					
伊藤 正喜	111,019	315	-	(注) 3	可決 99.71
古島 守	111,019	315	-		可決 99.71
安井 浩倫	111,019	315	-		可決 99.71
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件	110,421	913	-	(注) 2	可決 99.17
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除きます。)に対する議渡制限付株式報酬の額及び内容決定の件	110,479	855	-	(注) 2	可決 99.23
第8号議案 監査等委員である取締役に対する議渡制限付株式報酬の額及び内容決定の件	110,437	897	-	(注) 2	可決 99.19

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(訂正前)

3. 経営成績の概要について

2024年5月15日開催の取締役会において決議された2024年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)(自2023年4月1日至2024年3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

( 1 ) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	221,023	224,124
受取手形及び売掛金	187,570	142,128
商品及び製品	335,147	171,906
原材料及び貯蔵品	27,652	25,186
前渡金	20,856	12,797
その他	60,737	29,463
貸倒引当金	4	5,324
流動資産合計	852,983	600,283
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	475	33,244
機械装置及び運搬具（純額）	5,628	4,248
土地	-	7,828
その他（純額）	441	96
有形固定資産合計	6,545	45,417
<b>無形固定資産</b>		
その他	2,607	145,864
無形固定資産合計	2,607	145,864
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	7,308	7,192
その他	21,333	81,715
投資その他の資産合計	28,641	88,907
<b>固定資産合計</b>	37,794	280,189
<b>資産合計</b>	890,777	880,473

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	139,016	140,578
未払金	13,966	32,172
短期借入金	19,100	169,100
1年内返済予定の長期借入金	136,153	84,222
リース債務	1,647	2,872
前受金	5,498	61,767
未払法人税等	6,844	21,618
賞与引当金	1,448	99
その他	25,019	22,920
流動負債合計	348,693	535,352
<b>固定負債</b>		
長期借入金	407,423	411,099
リース債務	703	7,228
固定負債合計	408,127	418,327
負債合計	756,821	953,679
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	989,102	989,102
資本剰余金	742,395	892,395
利益剰余金	1,598,897	1,950,511
自己株式	782	783
株主資本合計	131,817	69,797
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	696	812
為替換算調整勘定	514	5,946
その他の包括利益累計額合計	1,210	6,758
新株予約権	3,349	3,349
純資産合計	133,956	73,206
負債純資産合計	890,777	880,473

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
売上高	2,975,341	2,015,462
売上原価	2,154,345	1,371,504
売上総利益	820,996	643,957
販売費及び一般管理費	954,465	765,526
営業損失( )	133,469	121,569
営業外収益		
受取利息	23	10
為替差益	31	9
雑収入	7,876	1,670
営業外収益合計	7,932	1,690
営業外費用		
支払利息	8,362	7,166
雑損失	9,224	2,230
アドバイザー等費用	-	40,347
株式交付費	1,947	-
営業外費用合計	19,533	49,743
経常損失( )	145,070	169,622
特別利益		
固定資産売却益	31,274	2,386
特別利益合計	31,274	2,386
特別損失		
棚卸資産評価損	-	158,208
減損損失	-	24,716
特別損失合計	-	182,925
税金等調整前当期純損失( )	113,796	350,161
法人税、住民税及び事業税	1,452	1,452
法人税等合計	1,452	1,452
当期純損失( )	115,248	351,614
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失( )	115,248	351,614

## 連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
当期純損失( )	115,248	351,614
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	696	116
為替換算調整勘定	6,396	5,432
その他の包括利益合計	7,092	5,548
包括利益	122,341	357,162
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	122,341	357,162
非支配株主に係る包括利益	-	-



## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年4月1日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	989,102	742,395	1,483,648	782	247,066
当期変動額					
株式交換による増加					
新株の発行					-
親会社株主に帰属する当期純損失( )			115,248		115,248
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	115,248	0	115,249
当期末残高	989,102	742,395	1,598,897	782	131,817

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	5,881	5,881	-	252,948
当期変動額					
株式交換による増加					-
新株の発行					-
親会社株主に帰属する当期純損失( )					115,248
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	696	6,396	7,092	3,349	3,742
当期変動額合計	696	6,396	7,092	3,349	118,991
当期末残高	696	514	1,210	3,349	133,956

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	989,102	742,395	1,598,897	782	131,817
当期変動額					
株式交換による増加		150,000			150,000
新株の発行					
親会社株主に帰属する当期純損失( )			351,614		351,614
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	150,000	351,614	0	201,614
当期末残高	989,102	892,395	1,950,511	783	69,797

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	696	514	1,210	3,349	133,956
当期変動額					
株式交換による増加					150,000
新株の発行					
親会社株主に帰属する当期純損失( )					351,614
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	5,432	5,548	-	5,548
当期変動額合計	116	5,432	5,548	-	207,162
当期末残高	812	5,946	6,758	3,949	73,206

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	113,796	350,161
減価償却費	2,061	7,334
減損損失	-	24,716
棚卸資産評価損	-	158,208
株式交付費	1,947	-
賞与引当金の増減額( は減少)	1,222	1,348
受取利息及び受取配当金	23	10
支払利息	8,362	7,166
為替差損益( は益)	31	0
有形固定資産売却損益( は益)	31,274	2,386
売上債権の増減額( は増加)	11,296	51,748
棚卸資産の増減額( は増加)	196,098	15,995
仕入債務の増減額( は減少)	55,155	1,177
その他の資産の増減額( は増加)	38,177	52,530
その他の負債の増減額( は減少)	463	9,010
未払金の増減額( は減少)	2,337	18,206
小計	356,413	28,188
利息及び配当金の受取額	23	10
利息の支払額	7,985	6,972
法人税等の支払額	697	1,447
営業活動によるキャッシュ・フロー	365,072	36,599
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	7,089	507
有形固定資産の売却による収入	31,274	2,386
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	43,822
その他	4,967	8,780
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,217	50,724
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額( は減少)	-	150,000
長期借入れによる収入	231,781	87,557
長期借入金の返済による支出	188,144	144,482
リース債務の返済による支出	1,590	2,990
新株予約権の発行による収入	1,402	-
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	43,449	90,084
現金及び現金同等物に係る換算差額	745	340
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	301,658	3,101
現金及び現金同等物の期首残高	512,682	211,023
現金及び現金同等物の期末残高	211,023	214,124

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

### (継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、当連結会計年度まで11期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループとしては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

食品事業においては、ビーフジャーキーについて中国国内市場向けの販売が本格的に業績に寄与し中国生産子会社が黒字化し、値上げの浸透等により日本市場向け販売も採算が改善しており、加えて茶飲料についてもファブレス化と価格改定の効果が寄与したことから事業採算が改善したことから、当連結会計年度は黒字化を達成しており、引き続き利益の拡大を図っております。

化粧品事業をはじめとする新規事業は、当連結会計年度において在庫等に対して減損損失を計上する結果となっており、あらためてその事業採算について検討を行い、黒字に向けた再構築を行うか、それが困難であると見込まれる場合には、撤退や縮小を図ることで、利益の確保を図っております。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

### (表示方法の変更)

#### (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた30,518千円は、「前受金」5,498千円、「その他」25,019千円として組み替えております。

### (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

##### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社が取り扱う製品・サービス別に国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。その際の判断の基礎とする報告セグメントは、主にその取り扱う製品・サービスから「食品事業」「インターネット通信販売事業」「化粧品事業」「雑貨事業」に分類しております。

「食品事業」は、麦茶等の嗜好飲料やごぼう茶等の健康飲料及びビーフジャーキーを生産しております。「インターネット通信販売事業」は、健康食品、化粧品などの美容商材を中心に会員制通販卸サイトを運営しております。「化粧品事業」は、化粧品を販売しております。「雑貨事業」は、雑貨を販売しております。

##### 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	食品 事業	インター ネット通信 販売事業	化粧品 事業	雑貨 事業	計				
売上高									
顧客との契約 から生じる収益	287,144	2,065,534	516,803	102,957	2,972,440	2,901	2,975,341	-	2,975,341
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	287,144	2,065,534	516,803	102,957	2,972,440	2,901	2,975,341	-	2,975,341
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	287,144	2,065,534	516,803	102,957	2,972,440	2,901	2,975,341	-	2,975,341
セグメント利益 又は損失( )	18,984	22,648	66,505	11,754	51,086	2,514	48,572	84,897	133,469
セグメント資産	92,716	387,042	225,386	21,982	727,128	306	727,435	163,342	890,777
その他の項目									
減価償却費	58	1,885	-	-	1,943	-	1,943	118	2,061
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	615	6,150	-	-	6,765	-	6,765	295	7,060

(注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、給食事業及びサプリメント事業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額84,897千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用84,897千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額163,342千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産163,342千円が含まれております。全社資産は、主に当社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(差入保証金)等であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	食品 事業	インター ネット通信 販売事業	化粧品 事業	雑貨 事業	計				
売上高									
顧客との契約 から生じる収益	313,087	1,661,404	11,578	-	1,986,070	29,392	2,015,462	-	2,015,462
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	313,087	1,661,404	11,578	-	1,986,070	29,392	2,015,462	-	2,015,462
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	313,087	1,661,404	11,578	-	1,986,070	29,392	2,015,462	-	2,015,462
セグメント利益 又は損失( )	17,200	5,343	32,857	-	10,313	22,886	33,200	88,368	121,569
セグメント資産	107,969	311,462	357,036	-	776,468	4,183	780,651	99,821	880,473
その他の項目									
減価償却費	387	5,709	-	-	6,097	-	6,097	1,236	7,334
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	387	-	-	-	387	8,827	9,215	936	10,151

(注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サプリメント事業、青果事業及び福祉事業等様々な事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額88,368千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用88,368千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額880,473千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産880,473千円が含まれております。全社資産は、主に当社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(差入保証金)等であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額 9円14銭	1株当たり純資産額 5円01銭
1株当たり当期純損失 8円06銭	1株当たり当期純損失 24円58銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	115,248	351,614
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	115,248	351,614
期中平均株式数(株)	14,293,921	14,307,581

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(訂正後)

3. 経営成績の概要についての全文を削除

## 第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第66期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第66期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年7月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第67期第3四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第67期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月24日

石垣食品株式会社  
取締役会 御中

監査法人まほろば

東京都港区

指定社員 公認会計士 土 屋 洋 泰  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関 根 一 彦  
業務執行社員

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている石垣食品株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度まで11期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、またこの結果、当連結会計年度の純資産残高が73,206千円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

注記事項(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は2024年5月30日に開催した取締役会において、第三者割当の方法によって新株式の発行を行うことを決議している。なお、本新株式の発行は、会社法第199条第3項に規定される有利発行によるものと考えられることから、2024年6月27日開催予定の定時株主総会の特別決議による承認がなされることを条件としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>石垣食品株式会社及び連結子会社（以下「会社グループ」という。）は、主に個人ユーザーをターゲットにした食品及び消費財を扱う事業を行っている。当連結会計年度の売上収益は2,015百万円を計上し、食品事業、インターネット通信販売事業、化粧品事業のセグメントを展開している。</p> <p>これに対する販売方式として、自社ブランドの卸売販売チャンネルのほか、相手先ブランドの製造販売（OEM販売）や自社サイトのEコマースさらにショッピングモールへの出店など多様な販売プロセスを有している。</p> <p>売上収益は、注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3.会計方針に関する事項」に記載のとおり、「当該商品又は製品の販売並びに手数料収入に係る収益の認識時点は、主として出荷時点で認識」している。会社グループは多様な販売プロセスの契約で求められる履行義務を識別し、収益の認識基礎としている。</p> <p>当監査法人は、会社グループの売上収益の多様なプロセスへの対応が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社グループの収益認識について、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社グループの多様な販売プロセスを理解するとともに、売上収益の認識プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</li> </ul> <p>(2)実証手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要な販売チャンネルの趨勢推移を分析し、異常性の有無の検討を行った。</li> <li>販売プロセスに固有のリスクの分析を行った結果に基づいてサンプリングの方法を決定し、抽出された取引について一連の証憑を確認することで、収益計上の実在性、正確性及び期間帰属を確かめた。</li> </ul>

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、石垣食品株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、石垣食品株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責

任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレートガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 . X B R L データは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月24日

石垣食品株式会社  
取締役会 御中

監査法人まほろば

東京都港区

指定社員 公認会計士 土 屋 洋 泰  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関 根 一 彦  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている石垣食品株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度まで11期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

注記事項（重要な後発事象）については連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している

##### ・収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（収益認識）と実質的に同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と

財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。